

納入するものとを条件に解決した。

ロ、新庄吹立部は、昭和七年度小俣料三割減を要求して交渉した結果、昨年二月、二割七分を派発する事を条件に解決した。

ハ、田中支部では十月廿日の風言に依る指管を地主が買捨せよと昭和八年度小俣料三割減も地主阪田某に要求したか、地主は強硬な態度を去る一月五日小俣料百廿八俵を競帯に付した、地主は遂に、土地明渡しと小俣料請求の本訴を提起して来た、これに対して、組合では調停を申立、第一回調停は来る四月十日である。

以 上